住所　埼玉県熊谷市拾六間778番地69
劉波　昭和63年1月3日生
住所　神戸市兵庫区南仲町1番13―303号
ラジ・クマル・クンワル　昭和51年7月4日生
住所　神戸市中央区山本通5丁目5番13―402号
黄明成　昭和19年9月21日生
黄充代　昭和16年2月21日生
住所　神戸市中央区北野町4丁目10番17号
劉真莉　昭和39年7月14日生
住所　兵庫県西宮市神原15番6―5号
文和順　昭和24年5月20日生
住所　兵庫県西宮市甲陽園目神山町16番43号
オウツ・アチャンボン　昭和55年8月20日生
住所　兵庫県宝塚市安倉西4丁目17番2号
李龍宣　昭和51年9月19日生
住所　兵庫県尼崎市水堂町2丁目15番12号
安相文　昭和23年2月10日生
林春淑　昭和23年12月12日生
安大樹　昭和50年11月26日生
安勇樹　昭和53年7月10日生
住所　兵庫県姫路市栗山町130番地
孔憲怡　平成9年8月25日生
住所　東京都世田谷区上馬2丁目22番6―1101号
盧志民　昭和62年1月17日生
盧梓萌　平成27年1月7日生
住所　京都市右京区西院上今田町26番地34
陳忠兆　昭和40年12月23日生
林紀子　昭和49年2月12日生
陳紀華　平成11年10月7日生
住所　京都市右京区西院西淳和院町4番地
陳忠宣　昭和42年5月26日生
林寛子　昭和50年2月26日生
陳柚華　平成14年1月1日生
住所　京都市右京区梅津南広町71番地6
呉光燮　昭和47年4月8日生
住所　京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町16番地4
孫守美　昭和51年2月1日生
住所　京都市右京区梅津南町5番地35
金孔賜　昭和37年9月13日生
徐和江　昭和40年3月22日生
金勇樹　平成3年9月24日生
金知佳　平成5年12月16日生
金季栄　平成7年9月25日生
住所　東京都世田谷区駒沢1丁目22番3―405号
朴盛梅　昭和56年4月3日生
住所　愛知県日進市岩崎町大塚1010番地1
裵石在　昭和8年5月17日生
趙南仙　昭和10年8月25日生
裵敏雄　昭和34年1月4日生
住所　名古屋市港区善南町42番地1
李喜成　昭和41年5月21日生
李園美　昭和42年1月16日生
李祥花　平成8年8月27日生
住所　京都市左京区田中上柳町40番地1
李在**尓**　平成5年4月16日生
住所　名古屋市昭和区白金2丁目11番20号
アメリア・オルヘ・ムギイ　昭和39年10月1日生
住所　愛知県北名古屋市鹿田清井古98番地1
呉有紀　昭和60年11月6日生
住所　滋賀県大津市荒川480番地8
ラファエル・エルネスト・マルティネス・メンドーサ　昭和56年12月14日生
住所　滋賀県大津市唐崎1丁目19番36号
張英花　昭和44年12月25日生
住所　滋賀県大津市堅田1丁目16番32号
千雄一　昭和55年6月7日生
住所　群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2788番地3
マルセラ・コフクダ・ドゥアルテ　平成17年11月14日生
住所　群馬県伊勢崎市昭和町1888番地2
ダニエレ・ミホ・カトウ　平成4年12月5日生
アナ・クララ・ルナカ・カトウ・メネゼス　平成24年12月30日生
住所　東京都荒川区荒川3丁目48番5号
何淇　昭和58年1月1日生
郭晴何　平成25年1月25日生
住所　愛知県東海市加木屋町東大堀32番地325
趙雲竜　平成9年7月7日生
住所　東京都葛飾区西新小岩5丁目16番9号
李連順　昭和51年4月28日生
住所　東京都江戸川区西葛西6丁目6番8―101号
婁琴仙　昭和28年12月12日生

○外務省告示第百九十七号

平成二十七年五月二十九日にコロンボで、航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の付表の改正に関する次の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十七年六月十六日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百八十四年二月二十二日にコロンボで署名された航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）第十四条及び第十六条の規定に従って二千十二年三月二十二日及び二十三日に東京で行われた日本国及びスリランカ民主社会主義共和国の航空当局の間の協議に言及する光栄を有します。

本使は、更に、前記の協議において到達した合意に基づき、及び協定第十六条の規定に従い、この書簡に添付する新たな付表が協定の現行の付表に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記の提案がスリランカ民主社会主義共和国政府によって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十五年五月二十九日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　粗信仁

スリランカ民主社会主義共和国

航空省次官

デワギリゲ・スワルナパーラ殿

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a)　東京―後に特定される中間の四地点―その他の中間の地点（注）―スリ・ランカ民主社会主義共和国内の地点―以遠の地点

(b)　東京以外の日本国内の地点―中間の地点―スリ・ランカ民主社会主義共和国内の地点―以遠の地点

注　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、「その他の中間の地点」に業務を行うことができる。

2　スリ・ランカ民主社会主義共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a)　スリ・ランカ民主社会主義共和国内の地点―香港及び（又は）シンガポール及び（又は）クアラルンプール―マレ―その他の中間の地点（注）―東京―以遠の地点（注）

(b)　スリ・ランカ民主社会主義共和国内の地点―中間の地点―東京以外の日本国内の地点―以遠の地点

注　スリ・ランカ民主社会主義共和国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてのコードシェア業務のためにのみ、「その他の中間の地点」及び「以遠の地点」に業務を行うことができる。

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、スリランカ民主社会主義共和国政府が日本国政府の前記の提案を受諾する旨をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年五月二十九日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国

航空省次官

デワギリゲ・スワルナパーラ

スリランカ民主社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　粗信仁閣下

○農林水産省告示第千五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町今田字上ノ山一〇一、一〇三の一、字上ケ原二〇五六の二、二〇七四の三、二〇七五の二、二〇七六の二